

議第一一九号「宿泊税条例」についての反対討論 Ver.3 (最終)

2024.10.17

日本共産党宮城県会議員団

金田 もとる

日本共産党県会議員団の金田もとるです。

議第一一九号「宿泊税条例」について、今しがた「継続審査を求める動議」が否決されたので。あらためて会派を代表して、また、導入に反対する多くの宿泊事業者や県民の皆さんの声、「拙速な導入に反対する」「再検討を求める」「慎重審議を求める」旨の意見書を提出された大崎市議会、栗原市議会、蔵王町議会、七ヶ浜町議会、登米市議会の意も受けて反対討論を行います。

九月一八日に開会となった今議会も本日が最終日、ちょうど一ヶ月となりました。私は九月二六日の代表質問において、今般提案されている「宿泊税条例」について、現時点で当事者=特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々の理解と同意が得られている状況にはなく、また納税者となる県民の皆さんへの周知・理解も進んでいるとは言えない現状から、同条例の提案撤回を求めました。会期中、代表質問に一般質問、予算総括質疑に予算分科会、所管する経済商工観光、総務企画委員会の場で、本当に多くの各党派同僚議員が取り上げ、知事や担当部局との質問・質疑を重ねてきました。結果、今般の「宿泊税条例」の制度設計、提案に至る過程、宿泊事業者の方々への説明の状況はあまりにもひどいとの「理解」は確かに深まりました。その上で多くの宿泊事業者や県民、あるいは市町議会が示した結論は「拙速な導入は認められない」というものです。

議会論戦の中で明らかになったのは、県内の宿泊者数がコロナ禍以前の水準を回復・突破しているという県の説明は、仙台市内の一部地域に限定されたものであること。知事が繰り返し強調してきた「七割の事業者の皆さんに概ね理解・賛同いただいている」という説明も恣意的、かつ粉飾されたものであったことから発言の訂正・修正に追い込まれたこと。特別徴収義務者となる宿泊事業者に対する罰則規定や徴収できなかった場合のリスクの問題を説明してこなかったことなど、あまりにも不誠実で強引な知事の姿勢です。

県内のホテル旅館組合一七団体のうち一六団体、さらに業界二団体を加えた計一八団体が名前を連ねる「宮城県・宿泊税を憂慮する会」からは三月二十五日と七月八日の二度にわたって宿泊税導入に反対する要望書が提出されていましたが、この十月七日には宿泊税条例の県議会上程に抗議する声明文が出されるに至りました。声明文では、「この間、県主催による宿泊税に関する意見交換会や説明会が行われましたが、宿泊税導入ありきの説明を繰り返すことに終始し、反対する事業者の声をことさらに小さく見せようとする県の不誠

実な対応に強い憤りを覚えている」こと、「今もって、宿泊税の意義や課税根拠等に対しての疑問や不信感は解消されず、宿泊税に対しての共感と納得は得られないままである」こと。「さらに、罰則規定があることや、徴収できなかった場合のリスクを背負う事等、私たち(=事業者)に関わる条例の内容について今もって説明を受けておらず、こうした状況のまま、宿泊税が導入されることを容認できません」とまで言及されています。私どもはまさに憤懣やるかたない宿泊事業者の方々の思いが溢れる声明文と受け止めました。

観光施策の強化の必要性を認めつつ、その財源を確保する為になぜ「宿泊税」の導入が必要とされるのか?「観光税」ではだめなのか?との疑問にも答えきれずにいます。

知事からは、「まずは、一旦この内容で認めていただきたい。認めていただければ施行までは一年くらいかかるので、その間に宿泊事業者の皆さんに細かい規定も含めて、詳細にしっかり説明をして納得いただけるように。また、結果として必ずや宿泊税を導入して良かったと思えるようにしていくので、そこは信頼していただきたい」旨の発言も繰り返されていますが、この間、さんざん宿泊事業者の皆さんの信頼を損なうような進め方をしてきた今となっては、まさに「どの口が言うのか!!」といわざるを得ません。

所管する総務企画委員会での審議においては、自民党・県民会議会派から「意見」を附して賛成するとの表明があり、委員採決で賛成四人・反対四人の可否同数となった上、委員長採決で「意見を附して賛成」となりました。採決後に委員長からは「苦渋の決断であった」旨の発言もありましたが、三項目の附帯意見そのものが、この間「広く県民、宿泊・観光事業者等に十分な情報提供と意見聴取を行ってこなかったこと、理解と共感が得られていないこと」を認める内容となっており、意見を附して賛成することを良しとはできません。

現状で導入を強行するようなことになれば、必ず禍根を残すこととなります。宿泊事業者と他の観光事業者との分断を招き、今後、各地域で観光振興策を進めて行くに際しても各方面の理解を得ることも出来なくなります。重ねて本条例案を通すべきではないという事を申し上げて、反対討論を終わります。

(2034 文字)